

福岡県公報

令和8年8月21日
第721号

目次

告示（第535号－第537号）

- 道路の供用の開始（道路維持課）……………1
- 指定納付受託者の所在地の変更について（企画総務課）……………1
- 漁業共済の加入区の設定（漁業管理課）……………1

公 告

- 建設業の許可の取消し（建築指導課）……………2
- 建設業の許可の取消し（建築指導課）……………2
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧（廃棄物対策課）……………3

- 落札者等の公示（税 務 課）……………3

- 開発行為に関する工事の完了（開発・盛土指導課）……………4

- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）……………4

- 指定居宅サービス事業者の指定（介護保険課）……………4

- 指定居宅サービス事業者の廃止（介護保険課）……………5

- 指定介護予防サービス事業者の指定（介護保険課）……………5

- 指定介護予防サービス事業者の廃止（介護保険課）……………5

再 掲

- 第17回福岡県議会臨時会の招集（財 政 課）……………6

- 災害に伴う県税の期限の延長（税 務 課）……………6

告 示

福岡県告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年8月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
飯 塚	200号	飯塚市西町1826番17先から 飯塚市西徳前357番289先まで

福岡県告示第536号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定に基づき、指定納付受託者から事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のように告示する。

令和8年8月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

対象となる歳入	指定納付受 託者の名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
ふるさと寄附金	株式会社トラ ストバンク	東京都品川区上大 崎三丁目1番1号	東京都港区北青山二 丁目14番4号	令和8年7月21 日

福岡県告示第537号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第4項の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和8年8月21日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和8年8月20日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成26年8月福岡県告示第663号（漁業共済の加入区の設定）は、廃止する。

令和8年8月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

漁業共済の加入区の名称	加入の区域	加入の区分
特定のり加布里加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧加布里漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり姪浜加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧姪浜漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり蓑島加入区	蓑島漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり大川市加入区	大川市漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり川口加入区	川口漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり浜武加入区	浜武漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり沖端加入区	沖端漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり両開加入区	両開漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり柳川加入区	柳川漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり皿垣開加入区	皿垣開漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり有明加入区	有明漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり山門羽瀬加入区	山門羽瀬漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり大和加入区	大和漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり中島加入区	中島漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり高田加入区	高田漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり大牟田市加入区	大牟田市漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり手鎌加入区	手鎌漁業協同組合の地区	のり養殖業

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づき、建設業の営業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和8年8月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分をした年月日
令和8年8月7日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社進和建设	鞍手郡鞍手町大字八尋 1686-18	柴村 由貴子	令和4年4月28日 福岡県知事許可（般-4） 第110483号

- 3 処分の内容
土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
（株）進和建设については、建設業者の営業所の所在地が確知できないため、令和8年6月16日付の福岡県公報にその旨公告したが、30日を経過しても申し出がなかった。
このことは、建設業法第29条の2第1項に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づき、建設業の営業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和8年8月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分をした年月日
令和8年8月7日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社明治建設	田川郡福智町赤池528-1	一木 峰正	令和3年10月3日 福岡県知事許可（般-3） 第34125号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社明治建設については、建設業者の営業所の所在地が確知できないため、令和8年6月16日付の福岡県公報にその旨公告したが、30日を経過しても申し出がなかった。

このことは、建設業法第29条の2第1項に該当する。

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和8年8月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社南部開発

佐賀県佐賀市木原2-3-27

代表取締役 富吉 亮博

2 施設の種類及び処理能力

ガラスくず等及びがれき類の破碎施設

ガラスくず等 一日当たり 440 t

がれき類 一日当たり 660 t

3 設置場所

那珂川市大字上梶原字中ノ瀬943番3外3筆

4 指定地域

那珂川市大字上梶原の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県筑紫保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

令和8年8月21日から令和8年9月24日まで

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年8月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

令和8年度税制改正に伴う自動車税環境性能割廃止対応等に係る税務システムの改修業務（令和8年度実施分）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和8年6月9日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社B C C

(2) 住所

福岡市中央区六本松二丁目12番19号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

86,130,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条 1 (c)(i)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 21 日
福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市行事三丁目363番 1、363番 3 から363番 8 まで、364番 2、379番 1、379番 2、379番21から379番27まで及び379番29から379番35まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉南区下石田一丁目16番21
有限会社中央開発
代表取締役 福澤 正

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 8 月 21 日
福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称
新宮町下府土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
令和 4 年11月18日から令和 9 年 7 月31日まで
- 3 施行地区
糟屋郡新宮町大字下府字原口、字萩原の全部及び字久保田、字尻長、字芝原、字通り、字土取、字梶取、字上り口、字日ノ下の各一部

4 事務所の所在地
糟屋郡新宮町大字下府1181番地 2

5 設立認可の年月日
令和 4 年11月10日

6 変更認可の年月日
令和 8 年 8 月10日

公告

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定をしたので、同法第78条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の 2 の規定により、次のように公告する。

令和 8 年 8 月 21 日
福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
訪問介護	4072100995	ローシヤル訪問介護 嘉麻市下臼井1270-76 ローシヤルリビング桂川 1 F	ザ・ハーモニー株式会社	令和 8 年 7 月 1 日
訪問看護	4061590297	訪問看護ステーション つくし 大野城市大城四丁目 7-12-2	医療法人春心会	令和 8 年 7 月 1 日
〃	4063290052	わくわく訪問看護 三井郡大刀洗町上高橋 1113番地 1 ミコヴィータ B-2	わくわく訪問看護合同会社	令和 8 年 7 月 1 日
〃	4065590681	優しい樹 訪問看護ステーション 飯塚市勢田字水洗1284番地 1	株式会社優しい樹	令和 8 年 7 月 1 日
通所介護	4071804597	デイサービス ひの 飯塚市平恒390番地 7	株式会社かのお	令和 8 年 7 月 1 日
〃	4075101180	REGALO デイサービスセンター 遠賀郡岡垣町高倉1935番 1	株式会社 REGALO	令和 8 年 7 月 1 日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

令和8年8月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
訪問介護	4071503140	ヘルパーステーションラポール 大牟田市天領町一丁目285	株式会社ラポール	令和8年7月31日
〃	4072301072	ゆめ介護支援センター 八女市馬場162-4	株式会社ケア・ライフ・スマイル	令和8年7月31日
〃	4074100506	訪問介護事業所 安寿 糟屋郡須恵町旅石72-176	株式会社ユアハピネス	令和8年7月31日
〃	4078400407	訪問介護 広川 八女郡広川町日吉1250-1	有限会社ケースワーク	令和8年7月31日
訪問看護	4060490549	訪問看護ステーション 安寿 糟屋郡須恵町旅石72-176	株式会社ユアハピネス	令和8年7月31日
〃	4061590149	リハビリ専門 訪問看護ステーションHARERU 大野城市錦町4-3-8 グリンデルワルト1	株式会社TRI H JAPAN	令和8年7月31日
〃	4065590103	ハッピーライフ訪問看護ステーション 飯塚市楽市315-1	医療法人楽生会	令和8年7月31日
通所介護	4072000807	PEACH NO MORI 柳川市田脇144-3	株式会社ピーチベース	令和8年7月31日
〃	4072301130	デイサービスセンター ゆめはつらつ 八女市蒲原1042-1	株式会社ケア・ライフ・スマイル	令和8年7月31日

〃	4075100778	自立支援型デイサービスところ 1 娯1 笑 遠賀郡岡垣町大字山田944番地	株式会社福祉人	令和8年7月31日
---	------------	--	---------	-----------

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定をしたので、同法第115条の10第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

令和8年8月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
介護予防訪問看護	4061590297	訪問看護ステーションつくし 大野城市大城四丁目7-12-2	医療法人春心会	令和8年7月1日
〃	4063290052	わくわく訪問看護 三井郡大刀洗町上高橋1113番地1 ミコヴィータB-2	わくわく訪問看護合同会社	令和8年7月1日
〃	4065590681	優しい樹 訪問看護ステーション 飯塚市勢田字水洗1284番地1	株式会社優しい樹	令和8年7月1日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

令和8年8月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
---------	-----------	-------------	------------	-------

介護予防訪問看護	4060490549	訪問看護ステーション 安寿 糟屋郡須恵町旅石72－ 176	株式会社ユアハビネ ス	令和 8 年 7 月 31 日
〃	4061590149	リハビリ専門 訪問看護 ステーション H A R E R U 大野城市錦町 4－3－ 8 グリンデルワルト 1	株式会社 T R I H J A P A N	令和 8 年 7 月 31 日
〃	4065590103	ハッピーライフ訪問看護 ステーション 飯塚市楽市 315－ 1	医療法人楽生会	令和 8 年 7 月 31 日

再 掲

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和25年福岡県条例第46号）第3条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第526号の2

次の事件付議のため、第17回福岡県議会臨時会を令和8年8月17日午前11時福岡県議会議事堂に招集する。

令和8年8月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用について
- 2 副議長選挙の件

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和25年福岡県条例第46号）第3条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第526号の3

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、県税（証紙徴収の方法による納付及び条例第56条の規定による自動車税の徴収に係るものを除く。）に関する法令に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限

等」という。）のうち、次の表に掲げる地域に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）がある者に係るもので、納期限等が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

令和8年8月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県 名	地 域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町